

船橋市在宅介護支援センター受託法人選定に係る評価基準

1. 基本的な考え方

この基準は、船橋市在宅介護支援センター受託法人に関する提案のうち、最も優秀な提案を行ったと認められる者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2. 評価方法（順位点方式）

- ① 評価委員は評価項目ごとに A～E の5段階で評価し、配点に以下の割合を乗じて採点する。

区分	A.特に優れている	B.優れている	C.普通	D.やや劣る	E.劣る
割合	100%	80%	60%	40%	20%

- ② 合計得点が高い順に順位を付け、1位には1点、2位以下には順に1点ずつ加えた点数を順位点として付与する。
- ③ 順位点を提案者ごとに合計し、順位点の合計が最も低い提案者を受託候補者とする。順位点の合計が同点の場合は、1位と評価した評価委員の数が最も多い提案者を受託候補者とする。1位と評価した評価委員の数が同数の場合は、2位と評価した評価委員の数が最も多い提案者を受託候補者とする。3位以下も同様とする。

大項目	小項目	配点	
1. 業務の継続性・安定性	①法人概要	10点	60点
	②法人実績	20点	
	③人材の確保	30点	
2. 業務の実効性	①開設計画	50点	140点
	②事業計画その他	90点	
3. 見積金額		10点	
総合計得点		210点	

順位づけ判定（例）

	A 法人		B 法人		D 法人	
	採点	順位	採点	順位	採点	順位
委員1	190点	2位	195点	1位	185点	3位
委員2	180点	2位	160点	3位	190点	1位
委員3	190点	1位	185点	2位	175点	3位
総合点	560点		540点		550点	
順位点計		5点		6点		7点
最終順位	1位		2位		3位	

船橋市在宅介護支援センター受託法人選定に係る評価基準【別表】

大項目	小項目	評価対象	評価基準	A 特に優れている	B 優れている	C 普通	D やや劣る	E 劣る
1 業務の継続性・安定性	① 法人概要	・登記簿謄本・財産目録・貸借対照表	中・長期的にみて安定的、継続的に運営可能な財政基盤があるか。	5	4	3	2	1
		・法人の定款・誓約書等	介護・福祉行政の一翼を担う「公益的機関」である在宅介護支援センターを委託するに適しているか。	5	4	3	2	1
	② 法人実績	・法人実績	在宅介護支援センターおよび併設の居宅介護支援事業所を運営する上で活かせる事業実績があるか。	20	16	12	8	4
	③ 人材の確保	・配置予定職員	本業務を行うに適した職員の確保が可能か。 また、提示された職員の実務経験及び経歴は十分か。	20	16	12	8	4
		欠員が発生した場合の体制確保の方法	職員の欠員が生じた場合に速やかに対応可能な体制が整っているか。	10	8	6	4	2
				／60				
2 業務の実効性	① 開設計画	・開設予定地の地理的条件 ・利用者用駐車場	地域住民が認知しやすく、来所者への利便性を考慮した開設地や駐車場が確保されているか。	20	16	12	8	4
		・事務所平面図	業務を行うに必要な広さ・トイレ等の必要な設備が確保されているか、来所者が落ち着いて相談できる環境等への配慮がなされているか。	10	8	6	4	2
		・居宅介護支援事業所の開設	併設する居宅介護支援事業所の開設について、人材確保の観点も含め実行可能な計画が示されているか。	20	16	12	8	4
	② 事業計画その他	・在宅介護支援センターの運営について	船橋市における在宅介護支援センターの位置づけを理解した上で、センターの具体的な運営方針が示されているか。	30	24	18	12	6
		・地域活動への参加	担当地域の生活課題を把握し、的確に分析しているか。地域において在宅介護支援センターが果たす役割を理解した上で、地域活動に参加するにあたっての具体的な方針が示されているか。	30	24	18	12	6
		・地域ケア会議について	地域ケア会議の目的を正しく理解し、実効ある地域ケア会議とするための具体的な展望や方策が用意されているか。	20	16	12	8	4
		・24時間体制の構築	夜間、時間外の相談にも対応できる体制が整えられているか。また実行可能な体制であるか。	10	8	6	4	2
				／140				
3見積金額			1位:最低価格者＝10点 2位以下: (1位の見積費用/当該事業者見積費用) × 10点 (小数点以下切捨て)					
				／10				
総合計得点				／210				